

子どもの心に届く養育費

お父さんとお母さんが離婚することは、どんな理由があっても子どもにはつらくさびしいものです。

しかし、たとえお父さんやお母さんと離れて暮らすことになっても、それぞれの親から自分は大切な存在として、愛されていると感じることができれば、子どもは心の中にしっかりした安全基地を持つことができます。

離れて暮らすお父さんやお母さんが、苦しくてもずっと養育費を払ってくれたということを知っている子どもは、人と人とのつながりが愛情と責任で成り立っていることを信じる大人になることができるでしょう。

養育費は文書で取り決めましょう

養育費は口約束であっても守らなければなりません、約束を明確なものにするために文書で取り決めをしましょう。できれば、公正証書又は調停で取り決めることをお勧めします。

● 公正証書……

公証役場に両親で出向いて作成します。

● 調停……

相手の住所地の家庭裁判所に申し立てます。申立書は家庭裁判所に備え付けられています。夫婦の戸籍謄本（離婚後は子の戸籍謄本）、収入印紙1,200円（離婚後は子1人につき1,200円）、切手千数百円などが必要です。

詳しくは近くの家庭裁判所でお尋ねください。

● 強制執行……

公正証書又は調停で取り決めた養育費を支払わなかった場合、債権者は給与や財産の差押え等の強制執行の手続きをとることができます。

お気軽にご相談ください

養育費等相談支援センターは電話やメールによる相談を受け付けています。

平日（水曜日を除く）午前10時～午後8時
水曜日（祝日を除く）午後0時～午後10時
土曜日・祝日 午前10時～午後6時
（日曜日・振替休日の電話相談はお休みです）

フリーダイヤル

0120-965-419

（携帯電話からは使えませんので下記番号におかけください）

電話

03-3980-4108

（ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています）

メール相談

info@youikuhi.or.jp

迷惑メール拒否設定をされている方は「ドメイン指定受信」に「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、親子交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

こども家庭庁委託事業

養育費等相談支援センター

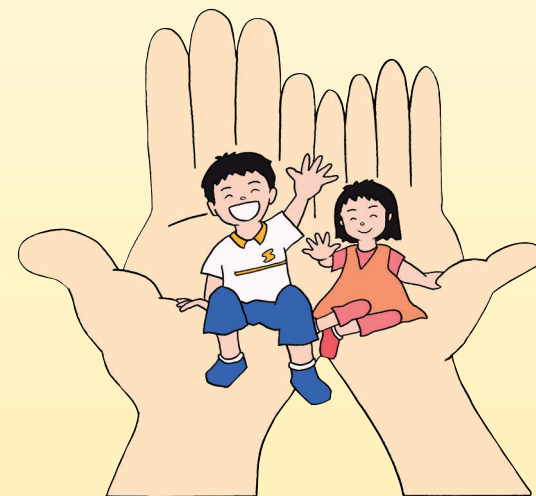
公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）

〒171-0021

東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

養育費

— 親子の絆 —



こども家庭庁委託事業

養育費等相談支援センター

Q 養育費って何？

A 養育費は衣食住に必要な経費、教育費、医療費などお子さんの生活費のことです。

Q 養育費はどうして必要なの？

A たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

Q 養育費の額はどういうふうに決めるの？

A 両親の収入を基にして両親が話し合って決めるのが一般的です。一律にいくらと決まっているものではありませんが、目安となるものとして「養育費の算定表」があります。

Q 養育費算定表って何？

A 最高裁判所が司法研究結果として公表したもので、両親の年収、子どもの数、子どもの年齢によって目安となる養育費額を算定することができる表です。東京家庭裁判所や養育費等相談支援センターのホームページで紹介されています。

Q 養育費はどうやって払うの？

A お子さんを育てている親の口座またはお子さんの口座に振り込むという方法が一般的です。

Q 一度決めた額はずっと変わらないの？

A 大幅に収入が減ったり、再婚して扶養家族が増えたりした場合には両親が相談して減額することもできます。



Q 子どもが何歳になるまで払えばいいの？

A 一般的にはお子さんが経済的、社会的に自立するまでと考えられています。

Q 子どもが進学したり、入院したりしたときは？

A お子さんが進学したり、事故や病気入院したりして臨時の出費が必要になったときは、その都度両親で話し合って決めることが大切です。

Q 子どもが大学に入っても払う必要があるの？

A 両親がお子さんを大学に行かせてあげたいと考えるときは、話し合って双方で負担することができます。

Q 養育費について両親で話し合いができないときは？

A 養育費や親子交流について、両親で話し合いができないとき、または話し合っても平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

Q 借金があっても払わなければならないの？

A 借金の内容にもよりますが、原則的には借金の返済よりもお子さんの養育費を優先しなければなりません。

Q 離婚の理由や原因は関係ないの？

A 離婚の理由や原因と養育費の責任は全く別のものです。親同士の問題とは切り離してお子さんの健康な成長を考えましょう。

Q 養育費は払わなくてもいいという約束をしたけど払わなければならないの？

A 離婚時にそのような約束をしたとしても、その後事情が変わってお子さんの生活費が必要になった場合は払わなければなりません。

Q 子どもに会えない場合には養育費は払わなくてもいいの？

A 養育費を負担することとお子さんとの親子交流は全く別の問題です。養育費と親子交流はどちらもお子さんの心身の健康な成長にとって大切なものです。両親が離婚する際には、養育費と親子交流についてよく話し合っておくことが必要です。（養育費等相談支援センター作成のパンフレット「親子交流」をご覧ください。）

Q 約束した養育費を払わないとどうなるの？

A 公正証書を作成したり、調停で決めたときには収入や財産などの差押えを受けることがあります。

